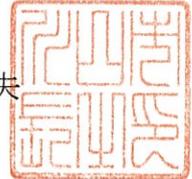


川福総発第106号  
令和8年2月2日

川口市監査委員 西原 信一郎 様  
同 金井 洋 様  
同 関 由紀夫 様  
同 船津 由徳 様

川口市長 奥ノ木 信夫



財政援助団体等監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年11月27日執行の財政援助団体等監査（社会福祉法人川口市社会福祉協議会）監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

#### 記

##### 指摘事項

##### 契約事務について

委託契約において、業務検査に係る通知が、契約書に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

##### 講じた措置の内容

ご指摘のあった機械警備業務検査結果通知については、受監日前にご指摘がありましたことから直ちに令和7年10月分警備実施報告書より業務が適正に行われているかを確認し、業務検査結果通知書を受注者へ通知をしております。

今後は業務委託契約細目に則って適正な契約事務に努めてまいります。

